

「令和 6 年能登半島地震」による損害について、被災事業用資産の損失額を必要経費に算入する場合の入力方法

事業所得（営業等・農業）がある場合

「収入・所得の入力」画面で「事業所得（営業等・農業）」を押し、「事業所得の入力」画面の下端、「被災事業用資産の損失」から損害の内容を入力する方法をご案内します。

【入力例】 ※スマホも同様の操作となります

所得金額がマイナスの場合
「被災事業用資産の損失」が
表示されます。

事業所得の入力

事業所得の入力

営業等の入力

「所得税青色申告決算書（一般用）」を基に入力してください。

A 売上（収入）金額（円）
※：「所得税青色申告決算書（一般用）」の（1）
1,000,000

B 所得金額（円）
※：「所得税青色申告決算書（一般用）」の（45）
-5,800,000

見本

備え付けている帳簿の種類を選択してください。
※：「所得税青色申告決算書（一般用）」には記載されておりませんので、ご自身で該当する種類を選択してください。

帳簿の種類 ☐ ☐
1 優良な電子帳簿（届出又は申請書を提出済）

被災事業用資産の損失

☒ 被災事業用資産の損失がある ☐ ☐

入力する >

①
「はい」を選択する

②
能登半島地震の発生日
令和 6 年 1 月 1 日を選択する

①

②

事業所得の入力

被災事業用資産の損失額の入力（事業所得）

災害の原因

被災事業用資産に係る災害の原因は、令和 5 年 4 月 1 日以後に発生した特定非常災害の指定を受けた災害によるものですか？
> 特定非常災害の指定を受けた災害を確認する ☐

はい いいえ

被災事業用資産の損失額の入力

損害年月日
令和6(2024) 1 1

損害の原因
※：12文字以内
令和 6 年能登半島地震

資産の種類など
※：12文字以内
倉庫

A. 損害金額（円） ☐ ☐
5,800,000

（引き続き画面の案内に沿って入力する）